

## 高森町下宿業創業支援事業補助金交付要項

令和4年10月24日

教委告示第8号

### (趣旨)

第1条 この要項は、熊本県立高森高等学校(以下「高森高校」という。)の魅力向上対策を通じた人材育成による地域活性化と熊本県内外から高森高校に進学する生徒を高森町をあげて受入れる体制の整備を図ることを目的に、高森町内の個人や事業者が新たに下宿業を創業するために必要な家屋、施設及び設備の改修等に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、高森町補助金等交付規則(平成17年12月1日規則第23号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)下宿業 自宅から通学することが困難な高森高校の生徒を対象に、一定の期間を定めた契約に基づき、住居となる部屋を間借りさせるとともに食事等の提供を行うことを生業とすること。
- (2)創業 個人または事業者が、新たに下宿業を営むことをいう。なお、既に旅館業法の許可を得ている事業者が、新たに許可を得て下宿業を営む場合を含むものとする。
- (3)改修等 自宅または事業所を下宿業の用に供するため、住宅または施設を改修し、若しくは設備の新設、修繕及び更新等を行うことをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とし、町長がその資格を認定した者とする。

- (1)高森町の住民基本台帳に記載されている者、又は熊本県から旅館業法による営業許可を受けている事業者若しくは当該許可を得ようとする者。
- (2)認定を受けようとする者及びその者が属する世帯の世帯員に町税等の滞納がない者
- (3)高森町暴力団排除条例(平成23年7月11日条例第9号)に規定する暴力団員でないこと。
- (4)当事業の趣旨を理解し、下宿生徒と締結する契約に基づき責任を持って生徒を受け入れることを誓約する者
- (5)補助金の交付決定日が属する年度の翌年度から3年以上の期間又は下宿生

を受け入れた年度から3年以上の期間において、下宿業を継続することを誓約し、かつ継続することが見込まれる者

(6)その他町長が認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、前条に規定する補助対象者が実施する改修等で、次に掲げるものとする。

- (1)住宅又は事業所の増改築
- (2)台所、浴室、便所及び洗面所等の改修等
- (3)給排水、電気またはガス設備等の改修等
- (4)内装、屋根、外壁等の改修等
- (5)防災設備等の設置、改修等
- (6)その他町長が必要と認める改修等

(補助金の額及び補助限度額)

第5条 補助金の額及び補助限度額は、次の表のとおりとする。

補助対象者	補助金額	補助限度額
個人	受入れ人数1名につき500,000円を上限に、受入れ人数3名以内において、補助対象事業に要した経費(取引に係る消費税額及び地方消費税の額を含む。以下「補助対象事業費」という。)の総額に3分の2を乗じて得た額(1,000円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とする。	1,500,000円
事業者等	受入れ人数1名につき500,000円を上限に、受入れ人数4名以上10名以内において、補助対象事業費の総額に3分の2を乗じて得た額(1,000円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とする。	5,000,000円

(補助対象者資格認定申請)

第6条 第4条に規定する補助対象者資格の認定を受けようとする者は、高森町下宿業創業支援事業補助事業者資格認定申請書(様式第1号)及び個人住宅調書又は事業所調書(様式第1号の2)に、次の各号に掲げる関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象者資格の認定を受けようとする者の住民票の写し、又は旅館業法許可証の写し
- (2) 補助対象者資格の認定を受けようとする者が、責任を持って生徒を受け入れ、補助金交付決定日の属する年度の翌年度から3年間以上又は下宿生

を受け入れた年度から3年以上の期間継続して下宿業を営業する旨の宣誓書(様式第2号)

- (3) 補助対象となる住宅及び施設についての自己所有物件申出書(様式第3号)又は、補助対象となる住宅又は施設及び当該住宅又は施設が存する土地が自己所有ではない場合は、所有権者の承諾書(様式第3号の2)
- (4) 補助対象者資格の認定を受けようとする者の町民税等納税証明書
- (5) 補助対象予定事業費及び資金計画が確認できる書類等の写し
- (6) 補助対象事業実施計画書(内訳を含む。)
- (7) 補助対象予定箇所の位置図及び現況写真
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

#### (資格認定)

第7条 町長は、前条の規定により申請された書類等の審査及び必要に応じて行う実地調査等により資格認定の可否を決定し、高森町下宿業創業支援事業資格認定(却下)通知書(様式第4号)により申請者へ通知する。

- 2 町長は、前条の規定により申請された資格認定に関する書類等の審査について、駐在嘱託員及び民生児童委員に意見を求めることができる。

#### (交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象事業の着手前に高森町下宿業創業支援事業補助金交付申請書(様式第5号)を、町長に提出しなければならない。

#### (交付決定)

第9条 町長は、前条の規定により提出された書類等の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めたときは、高森町下宿業創業支援事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知する。

- 2 町長は、前条の規定により申請された書類等の審査に関して、第7条第2項の規定を準用する。
- 3 町長は、補助金の交付を決定した補助対象者の一覧表(以下「高森町下宿業創業支援事業対象者一覧表」という。)(別紙様式第6号の2)を作成しホームページ等の適切な方法で公開しなければならない。
- 4 高森町下宿業創業支援事業対象者一覧表に掲載された補助対象者は、当該施設への下宿希望者を積極的に受け入れなければならない。ただし町長が特別な理由を認める場合はこの限りではない。

(申請内容の変更・中止)

第10条 補助金の交付決定を受けた補助対象事業者は、第8条の規定により提出した書類の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、高森町下宿業創業支援事業補助金交付変更(中止)承認申請書(様式第7号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による提出があったときは、これを審査し、高森町下宿業創業支援事業補助金変更(中止)交付決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

3 前条第3項に規定する高森町下宿業創業支援事業対象者一覧表の内容に変更が生じた際は、その変更の内容を直ちに町長に報告するものとする

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象事業の完了後速やかに所定の高森町下宿業

創業支援事業補助金実績報告書(様式第9号)に、次に掲げる関係書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1)補助対象事業費の支払が確認できる書類の写し
- (2)補助対象事業を実施した内容の詳細が分かる書類の写し
- (3)補助対象事業を実施した箇所の着手前及び完成後の写真
- (4)前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金等の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地検査等により、交付すべき補助金の額を確定し、高森町下宿業創業支援事業補助金交付確定通知書(様式第10号)により交付決定者に通知する。

(補助金の請求)

第13条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けた後、速やかに高森町下宿業創業支援事業補助金交付請求書(様式第11号)により町長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第14条 町市長は、前条の規定により補助金の交付を請求されたときは、

速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(補助金の経理等)

第15条 補助対象事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金の返還等)

第16条 町長は補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、特別の事情があると町長が認めた場合は、この限りでない。

- (1)補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (2)補助金の交付を受けた日から起算して3年以内、又は下宿生を受け入れた年度から3年未満の期間に、補助事業者の責めに帰すべき理由により下宿業を取り止めたとき。
- (3)町税等を滞納したとき。
- (4)この要項及びこの要項の規定に基づく町長の指示又は命令に違反したとき。
- (5)その他補助事業の遂行ができないとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(取消額の算定)

第17条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消したときは、補助金額に、5年からその命令に係る補助金の交付の日から取消の日までの年数(1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)を控除した年数を5で除した率を乗じた額(1,000円に満たない端数があるときはこれを切り捨てるものとする。)の返還を命じることができる。

(期間の計算)

第18条 第6条及び前条における期間の計算は、民法(明治29年法律第89号)第143条に定めるところによる。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。

